

子ども・子育て支援事業における 教育・保育の提供区域について

教育・保育提供区域の設定意義

1 「教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定子ども園)」、「地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)」、「地域子ども・子育て支援事業」を認可する際の需給調整の判断する際の単位。

2 地域型保育事業認可の際の需給調整の判断基準

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とする

→市町村が定めた区域中に、供給が不足する区域がある場合、当該区域内で認可基準を満たす申請があれば、原則として認可しなければならない。

教育保育提供区域の設定条件

ア・地理的条件（自然地理条件＝豪雪地帯とか山岳地帯とか）

イ・社会的条件（人口、交通事情等）

ウ・その他の条件

（教育・保育の利用状況、提供施設の整備状況等）

→例示として「小学校区」「中学校区」「行政区」等

→保育ニーズが住所地の他、通勤経路等に沿って発生することを考慮する必要

→教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とする

参考・「介護保険事業計画」における「日常生活圏域」

- 日常生活圏域は、地理的条件や面積や人口、地域の特性、介護給付等の対象サービスの施設整備の状況などを総合的に勘案し、介護保険事業計画に設定することとなっています。本市の日常生活圏域は、介護保険施設等の設置状況、地域の広さや鉄道、幹線道路等を勘案し、3つの圏域（東部圏域、中部圏域、西部圏域）としています。
- 地域密着型サービスは、日常生活圏域ごとに必要な数量を計画的に定めることができることとなっています。このため、日常生活圏域の設定により、地域密着型サービスの計画的な整備を図りやすいなどの利点があります。

（第5期東久留米市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画）

中学校地区

小金井街道

西武池袋線

